

平成31年1月28日

各位

お知らせ

国土交通大臣
阪神高速道路株式会社

国土交通大臣及び阪神高速道路株式会社が、みなさまの御協力のもとに施行している神戸国際港都建設計画道路事業1・3・1号大阪湾岸線、1・3・6号大阪湾岸線西伸線及び1・4・2号都市高速道路2号線について、平成30年11月30日付け国土交通省告示第1287号及び兵庫県告示第1015号で都市計画法第62条第1項の規定による事業の承認及び認可の告示があり、土地収用法に基づく種々の効果が発生しました。そこで、下記のことからを説明したパンフレットを作成し、土地所有者及び関係人（借地人、建物所有者、借家人等）の方々にお渡ししていますのでお知らせします。

記

- 1 対象となる土地の区域（事業の承認及び認可の告示のあった土地の区域）
（その範囲を表示する図面は、兵庫県県土整備部土木局道路企画課、神戸市建設局湾岸・広域幹線道路本部推進課で縦覧に供しています。）
 - 2 都市計画法に基づく土地建物等の有償譲渡について
 - 3 土地収用法により土地等が収用される場合等における説明事項
 - (1) 土地等に対する補償金の額について
 - (2) 補償が受けられる範囲について
 - (3) 請求及び申立てについて
 - ア 裁決申請の請求
 - イ 補償金の支払請求
 - ウ 明渡裁決の申立て
 - (4) 収用委員会の裁決について
- [パンフレットをお渡しする場所]
- 国土交通省 近畿地方整備局 浪速国道事務所 大阪湾岸道路整備推進室
<所在> 兵庫県神戸市中央区小野浜町7-30
電話 078-414-8451
- 阪神高速道路株式会社 建設事業本部 用地センター 用地企画課
<所在> 大阪府大阪市北区中之島3丁目2番4号
中之島フェスティバルタワー・ウエスト8F
電話 06-6203-8859
- 阪神高速道路株式会社 建設事業本部 神戸建設部 企画課
<所在> 兵庫県神戸市中央区栄町通1-2-10 読売神戸ビル8階
電話 078-331-9820